

2021年1月14日

お客さま各位

長野県労働金庫

令和3年1月7日からの大雪にかかる災害救援ローンの取扱いについて

令和3年1月7日からの大雪により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫は、このたびの災害によって被災された方々への支援を目的として、下記のとおり、「災害救援ローン」の取扱いを行います。

つきましては、個別でのご相談も承りますので、ご遠慮なくお申し付けください。

記

1. ご利用いただける方

- (1) 「令和3年1月7日からの大雪」により被災（災害救助法の適用を受けた被災）された方
- (2) 当金庫および保証機関の定める無担保ローンまたは有担保ローンのご利用基準を満たす方

2. お使いみち

- (1) 災害復旧に要する生活資金等
- (2) 被災住宅の修理または改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費、等

※ご本人または3親等以内の親族のための資金が対象となります。

3. 取扱期間

2022年1月31日（月）まで

4. 「災害救援ローン」の概要

- (1) 無担保「災害救援ローン」

- ① 適用金利

固定金利 年 1.00% （保証料率 年 0.25%込み）

- ② 保証機関

一社) 日本労働者信用基金協会

(2) 有担保「災害救援ローン」

① 適用金利

住宅ローン選択宣言の全商品の最優遇金利から年 0.10%引き下げた金利を適用いたします。保証料率につきましては最寄りの営業店・ローンセンターまでお問い合わせください。

② 保証機関

一社) 日本労働者信用基金協会

■ 詳しい内容につきましては、最寄りの営業店・ローンセンターまでお問い合わせください。

以 上